



うえの事務所通信 VOL.42 R7.7.24

先日、関東でも梅雨明け宣言がされ、暑いことで有名な館林らしい蒸し暑い日が続いています。今週は北海道でも 40℃を超える日があるかもしれないというニュースを見て驚きました。夏はお祭りや花火大会などのイベントが多くて楽しみではありますが、もう少し涼しいといいなと感じます。暑い日が続きますのでどうぞご自愛ください。



by 事務員 N・K

ビジネスガイド掲載「休職社員の社会保険料等の未払い問題 予防策&対応策」

7月10日発売の「ビジネスガイド」8月号（株式会社日本法令発行）に、私が執筆させていただいた「休職社員の社会保険料等の未払い問題 予防策&対応策」が掲載されております。

近年、「休職中の社員から社会保険料の本人負担分を回収できず困っている」といった問題についてご相談をいただく機会が増えております。

本記事では、社員が自ら社会保険料の本人負担分の支払いを行わない場合に、どのように対応すればよいかについて解説しております。やはり毎月きちんと書面で請求をするというのが基本となります。また、あわせて、こうした事態を未然に防ぐための規定整備や社員らと取り交わす書面の内容等を予防法務の観点から解説しております。身元保証人に請求できるようにしておくというのが一つのポイントです。



社会保険労務士の先生方はもちろん、同様の課題を抱えていらっしゃる経営者様や総務・人事ご担当者様にも、実務のご参考としてぜひご一読いただければ幸いです。



by 弁護士 上野俊夫

・・・ひとりごと・・・

先日、初めてあしかがフラワーパークへ行ってきました。

事前にオンラインでチケットを購入し、平日のオープン前に到着するように朝早く家を出しましたが、入り口にいちばん近い駐車場には既に車ががたくさん駐車されており、入場口にも 20 名ほど列ができていました。

中に入るとすぐに綺麗な藤の花が咲いており、さらに奥に進むと白色の藤や珍しい黄色の藤も咲いていて、とても綺麗で感動しました。

パーク内の売店で藤の香りがするというソフトクリームを購入して食べてみましたが、味音痴の私には藤の香りが分かりませんでした…味はとても美味しかったです。



by 事務員 H・A

裏面にセミナーの情報がございます➡

セミナーのご案内

経営者様
社労士先生

使用者側弁護士が教える
労務対策セミナー

**類型別・問題社員
に対するアプローチ法**

参加費用
無料!

オンライン Web会議システム「Zoom」

2025年8月26日(火)
10:00~11:30

上野労務経営法律事務所
弁護士 上野 俊夫

◆セミナータイトル

「類型別・問題社員に対するアプローチ法」

※本セミナーは、3月17日および19日に太田商工会議所様、6月19日および26日に佐野商工会議所様にて開催した内容と同様です。

◆セミナーのポイント

- ・問題社員を解雇した後、悲慘な目に遭ったある企業の“ここだけの話”
- ・問題社員を4つのタイプに類型化し、それぞれのタイプ別にアプローチ方法を解説
- ・合意による退職を目指すための「退職勧奨」の具体的な進め方を伝授
- ・問題社員を採用段階で見抜く、プロの視点を特別にご紹介

◆開催方法

オンライン(Zoom)

◆受講料

無料

◆参加資格

経営者の方

※お申し込みは 1社につき2名様まで
とさせていただきます。



←8月26日(火)開催
経営者様
お申込みはこちら

◆お申込み方法

右の QR コードを読み取り、お申し込みフォームよりお申し込みください。



上野労務経営法律事務所
UENO LABOR-MANAGEMENT LAW OFFICE

発行編集責任者 弁護士上野俊夫
〒374-0024 群馬県館林市本町 2-2-14 アドホック館林 2F
TEL 0276-56-4736 FAX 0276-56-4735
EMAIL info@uenolawoffice.com URL https://uenolawoffice.com
本通信は弁護士職務基本規程における広告に該当します

